

# 柳瀬中学校 P T A 慶弔規定

- 第1条 本規定は、会員及び生徒に慶弔などが生じた場合、次により慶弔の意を表すことを目的とする。
- 第2条 会員及び生徒並びに職員の家族が死亡したときは、次により弔意を表す。
- |                         |     |        |
|-------------------------|-----|--------|
| 1. 会員の死亡のとき             | 弔電と | 5,000円 |
| 2. 生徒の死亡の時              | 弔電と | 5,000円 |
| 3. 職員の家族（父母・配偶者・子）の死亡とき | 弔電と | 5,000円 |
- 第3条 会員及び生徒が傷病や不慮の災害にあった場合は、次により見舞金を贈る。
- |                          |        |
|--------------------------|--------|
| 1. 傷病等で一ヶ月以上入院したり、就床した場合 | 3,000円 |
| 2. 不慮の災害のため被害が大きかった場合    | 3,000円 |
- 第4条 職員又は配偶者に慶事があった場合、次のように祝金を贈り、祝意を表す。
- |           |     |        |
|-----------|-----|--------|
| 1. 結婚した場合 | 祝電と | 5,000円 |
| 2. 出産した場合 |     | 5,000円 |
- 第5条 役員がその職を退くときは記念品を贈り、その労に報いる  
職員が転勤または退職したときは、次のように記念品代を贈る。  
一律 3,000円とする。
- 第6条 前条項のほか、特に会長が必要と認めたときは理事会で協議の上決定する。  
ただし緊急の場合は会長の専決とし、後で理事会の承認を得る。
- 第7条 この規定の改定について必要が生じたときは、会長は理事会で協議し、改正することができる。
- 第8条 この規定は昭和58年 7月 9日より施行する。